

西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

出版情報：2012-03
バージョン：
権利関係：

12・13 世紀ウエスカ司教座聖堂教会文書の生成論 —俗人文書と家門の「創造」—

足立 孝

カタルーニャには、10 世紀中葉から 11 世紀末葉までに、俗人のオリジナル文書を中心に 15,000 点と例外的に多数の文書が伝来することはよく知られている。けれども、なぜかくも豊富なオリジナル文書が伝来するかはおよそ問われてこなかった。ブノワ＝ミシェル・トックやロラン・モレルは、あくまでも保管されなかつただけで、あらゆる痕跡からみて他の西ヨーロッパ諸地域でも、同水準とはいわないまでも相当量の文書が作成されたことは確実とみなしており、その意味でカタルーニャ史料の特筆すべき点は文書作成のレベルにあるのではなく、むしろ文書保管のレベルにあると口を揃えて指摘している。実際、俗人を主体とするオリジナル文書の多数の伝来といえども、その大半はやはり教会や修道院、なかでも司教座聖堂教会に伝来する文書群が数量的に他を圧倒している。となれば、カタルーニャにかぎらず他地域の司教座聖堂教会文書をあらためて個別に検討することも十分に意義のあることといえよう。そこで以下では、1096 年の征服以降とやや時代は下るものの、多数の俗人オリジナル文書の伝来という点で唯一カタルーニャに肩を並べうる、アラゴンはウエスカの司教座聖堂教会文書を例にとり、司教座における俗人文書の伝来という現象を生成論的に分析してみたい。

現在のウエスカ司教座聖堂教会に収蔵される文書群は、11 のアルマリオ（アルマリウム、すなわち「聖具棚」）にそれぞれ分類され、各アルマリオには 1,000 点前後の単葉形式の羊皮紙（一部は紙）が収められている。これらのうち 1 番から 9 番のアルマリオは 1633 年から 1634 年にかけて成立するとともに、1644 年には各アルマリオに分類された文書の目録(Lumen ecclesiae)が編纂されている。その後、1633~34 年の分類・整理作業から漏れた文書がエクストラバガンテス（「外典」の意）と呼ばれる新たに設けられたアルマリオに分類される一方、16 世紀に司教座に移管されたサンタ・マリア・デ・アルケーサル教会の文書がやはり別個のアルマリオを設けて収蔵されるにいたったのである。

とはいえ、こうした分類・整理がその時点で初めて行われたわけではないであろう。1213 年までの司教座聖堂教会文書を刊行したアントニオ・ドゥラン・グディオルによれば、その出発点は早くも 1202 年に取り交わされた司教管理財産と司教座聖堂参事会管理財産との分離・分割にあったという。その際、各々の管理下におかれた文書の分類基準が 13 世紀末葉から 14 世紀初頭に成立したカルチュレール『錠前の書(Libro de la Cadena)』におおよそ反映されているとしている。当該カルチュレールは、冒頭の 20 葉と 564 頁からなる羊皮紙の冊子体であり、各文書の余白にはローマ数字で 1 から 1095 の番号が振られていて、司教座聖堂教会を構成する各組織やその傘下の教会の文書、国王文書、王国有数の貴族家門であるマサ家関連文書、さらにより多くは所領、すなわち地理的区分を分類基準として、それらを表示するルブリックをもって開始される約 23 のセクションごとに配列されている。編纂は司教ドミンゴ・サラの在位期（1253~1269 年）に開始されたと想定され、集成された文書で最も新しいものは文書番号 80 番の 1274 年 6 月 10 日の文書である。書体学的には、少なくとも 4 名の書記の筆が区別される（すなわち、1~293 番、294~457 番、476~883 番、884~1095 番。なお 458~476 番が含まれたフォリオは現存しない）。なお、冒頭の 20 葉は 14 世紀初頭に設けられた 2 列からなるインデックスとなっていて、文書群中の各セクションに付されたものと同様のルブリックに続き、各々に集成された文書の番号とその概要が整然と目録化されている。

俗人文書は、オリジナルではもちろん、カルチュレールにも含まれていて、双方の形式で保管された文書にはおよそ重なるところがない。前者については、とくにアルマリオ 2 番が土地売却文書を中心とする俗人文書で構成されている（全体で 1,112 点）。他方、後者については、ルブリックの付されていない 503~662 番のセクションがもっぱらウエスカ市域における俗人の土地売却文書でほぼ占められていて、同市域外の集落に関する文書を中心とする 887~964 番のセクションにも俗人文書が多数収

録されている。これらの文書がいかにして司教座聖堂教会の管理するところとなったかは、次のような例からおおよそ推測されるであろう。たとえば、ヒメノ・ガルセス・デ・アスタウンの娘マリアが司教エステバンにコルビノスおよびハビエレにおける土地財産を寄進した1175年の文書には、父ヒメノが前者を購入により取得し、後者がバルセローナ伯ラモン・ベレンゲール4世から賦与されたものであること、さらにその際に作成された文書をいずれも司教に譲渡する旨が明記されており、少なくとも前者の売却文書に相当する文書は確かに司教座聖堂教会に伝来している。

とはいえ、このように特定の土地財産の権利保証という観点から、司教座聖堂教会における俗人文書の伝来という現象を検討しようとする、乗り越えがたい障壁にかならず直面してしまう。事実、司教座聖堂教会は土地財産を最終的に獲得する際に作成された、権利保証上最も重要であるはずの文書を保管することになんとも不可解なぞんざいさを示している。たとえば、サンチョ・カバリェールなる人物が妻ブルーナとともに、1168年から1179年にわたってウエスカ市壁内北端の聖ヨハネ騎士団街区（またはシルカータ街区）の数家屋と、市域北部の数耕地（それぞれモンス、フォルカス、マガンティナ）を購入した6点の売却文書はすべてオリジナルの形で伝来しているのに、同人がそれらを司教座聖堂教会に寄進または売却した文書は伝来しておらず、唯一上記の数家屋が1212年に司教座聖堂参事会の救貧係によって貸与されたときにかつて同人のものであった旨が語られるのみである。さらに、ここにオリジナルとカルチュレールという保管形式の違いが絡むと、謎はますます深まるばかりとなる。たとえば、征服前からウエスカに定住したキリスト教徒（モサラベ）家系の出身者とおぼしきギリェルモ・モサラベは、やや時間的に遡るものの、1139年から1149年にかけてもっぱらウエスカ市域の耕地（北東部のアビンゴルデル、南東部のプジャスエロ）を購入し、1165年には司教座近隣の2店舗、市域のコニリエネックの葡萄畑、同じくラ・メサの菜園などを一挙に司教座聖堂教会に寄進している。不思議なことに、これらのうち、少なくとも3点の売却文書がカルチュレールに収録されているのに、肝心の1165年の寄進文書は収録しておらず、しかもやや判断が難しいとはいえ、ここには同人がそれまでに購入した土地財産がおおよそ含まれていないのである。

オリジナルであれカルチュレールであれ、司教座聖堂教会における俗人文書の伝来は、司教座聖堂教会がそれらの文書で対象となっていた土地財産をある時点で獲得した結果と想定するほかに説明しようがない。けれども、技術的には、それを逐一特定することは事実上不可能であるし、オリジナルとカルチュレールという保管形式の差異は問題をややこしくするばかりで少しもその助けにはならない。ただ、それは土地財産に注目するかぎりにおいてである。たとえば、前述のサンチョ・カバリェールの例と同様に、ガルシア・デ・サンタ・クルスとその子マルケスが1155年から1201年にかけてウエスカ市域で行った6件の土地購入はすべてオリジナルで知られるのみである。逆に、サルバドール・デ・ラス・コルサスとその子ペドロ・サルバドール、エステバン・カペティット、ベルナルドは、1141年から1212年にかけて市域の土地を購入する一方、司教座聖堂教会のタベルナスにおける所領を1144年から1211年まで2世代にわたって保有した一家であるが、これらの所見はすべてカルチュレールに由来するものである。このように土地ではなくイエに注目すると、俗人文書の保管形式をめぐってオリジナルとカルチュレールとのあいだに一定の線引きがなされていたことに気づかされる。となれば、われわれは司教座聖堂教会とそれぞれに分たれたイエとの法的のみならず社会的な関係に注目することで突破口をみいだすほかないであろう。

以下では、最もまとまった文書の伝来する二つの家族、すなわちボクロン（ブグロン）家とイサーク家を例にとって個別に検討することにしよう。前者は、まさしく出身地名に由来する家族の名称が示すように、征服・入植過程で流入したピレネー山脈以北の出身者（すなわち「フランス人(francos)」）の代表例として注目されてきたし、後者については、ハカの元ユダヤ人家系の出身者がいかにして一介の靴工からウエスカを代表する富裕土地所有者に昇りつめたかという、ある種の立身出世物語として広く知られるところとなっている。けれども、従来の諸研究は前述のように1213年までの文書を年代順に配列して刊行したドゥラン・グディオールの手になる文書集に依拠するばかりで、同年以降の文書は検討の枠外におかれてきたし、むろん保管形式の差異という重大な問題はおよそ問われることが

なかったのである。

ボクロン家の始祖にあたるのは、アキテーヌはブグロンの出身者とおぼしきガラシアン・デ・ボクロンなる人物であるが、その人となりについてはおおよそ知られるところがない。これとは対照的に、その妻ボネータについては、ウエスカ史料は多少なりとも饒舌である。同人は、征服直後のウエスカに入植した第1世代の市民で、王国の主要貴族とともにアラゴン国王アルフォンソ1世の側に仕えたフアン・デ・モンプリエとギラルダの娘であり、ガラシアンに嫁いだのち、少なくとも9人の子、すなわちギリェルモ、アケルメス、ラモン、フアン・ベレンゲール、ペレグリーノ、ウンベルト、プラスマ、ガスクーニャ、イネスを産んでいる。これら兄弟姉妹のうち当初はギリェルモ、ついで同人が司教座聖堂参事会員になったのちにはアケルメスの系統が家督相続という点で主要な地位を占めたが、他の兄弟の系統も、さらにはそれぞれラモン・ベカイレ（ボーケール）、ビダル・デ・マルサン（モン・ド・マルサン）、ペドロ・サルバドールに嫁いだプラスマ、イネス、ガスクーニャの系統さえもが後述のように遺産相続にあずかるべくたびたび姿をみせるので、結果として各系統のほぼ3世代から4世代までが追跡されるのである。

同家の出身者が法行為の主体となった文書は1166年から1243年までで、合計36点にのぼる。保管の形式としては、36点すべてが『錠前の書』に由来するものであり、そのオリジナルが伝来するのはわずか6点にすぎない。『錠前の書』中の収録箇所は、34点が前述のルブリックなしのセクションに集中していて、残る2点が市域外の集落に関する887~964番のセクションに含まれている。文書の種別にそくして分類すると、その内訳はそれぞれ贈与9、売却7、交換5、貸与1、抵当権設定1、遺言状1、分割8、権利放棄2、判決書1、財産目録1となっている。贈与のうち司教座聖堂教会への寄進が3点数えられるものの、残る6点は親族への生前贈与4、婚資1、報償1で占められる。売却はもっぱら購入が中心であるが、4点が親族間での売買となっている。交換には司教座聖堂教会との交換が1点含まれるが、ここでもやはり親族間での交換が1点含まれる。これらに加えて、分割、権利放棄、判決書はすべて遺言状を筆頭に親族間での遺産相続にかかわるものである。したがって、同家の文書は、司教座聖堂教会との一定の関係を想定させるものではあるが、基本的にはほぼ4世代にわたる家族の財産の分裂の記録となっているといつてよい。いずれにせよ、同家の文書がもっぱら保管された『錠前の書』には、ボネータの子から分岐した各系統にかかわる文書が、財産分割をめぐって互いに争ったアケルメスとイネスの子という主要な2系統の文書を中心に父系・母系問わずおおよそ分け隔てなく収録されているようである。

他方、イサーク家は、ユム・トブなるユダヤ人の子でおそらく改宗を果たした靴工イサークに遡るが、伝来する文書は総じてその甥でやはり靴工のジョフレ・イサークを起点とする系統にかかわるものとなっている。同人はその生涯で知られるかぎり3人の妻（カルベータ、オロペサ、マリア）を娶っており、おそらく第1の妻との子を前述のベカイレ家出身の靴工ペロニンに嫁がせ、第2の妻とのあいだにマテオならびにギリェルモ・デ・オロロンに嫁がせた娘を、第3の妻マリアとのあいだにラモン・アステルをそれぞれ遺している。初期ウエスカにおける靴工の社会的地位の高さはしばしば指摘される場所であるが、ジョフレ・イサークが同都市有数の富裕土地所有者にのぼりつめた最大の要因は、ハカの富裕土地所有者で征服後のウエスカでも多数の土地を集積したギリェルモ・デ・ハカの娘オロペサを妻に迎えたことであつたと思われる。これにより同人は、妻が携えてきた財力と血脈を存分に活用してウエスカ各所で土地の獲得にいそむことができたらしい。とはいえ、同人の遺産相続の段になって主導権を握ることを許されたのは、最後の妻マリアとの子ラモン・アステルである。アステル、すなわち「星」を異名に掲げるラモンは、異母弟マテオとその子ベレンゲール（・アステル）との財産分割をみたところ穏便に乗り切ったのち、妻フアナの同意をえずして作成された特異な遺言状で主要な財産を、市参事会に名を連ね、メリノ(merino)という国王役人をも歴任した、自らが従兄弟というフアン・ピクタビンに売却しようとしてこれを果たせず、妻の同意の下に新たな遺言状を作成することを余儀なくされるも、最終的に自らの意志を押し通してフアン・ピクタビンに全財産を売却している。

同家の文書は、ジョフレ・イサークによる1140年6月のアルメリスにおける菜園の購入を皮切りに、前述のようにラモン・アステルからフアン・ピクタビンへの1222年12月の全財産の売却にいたるまで、全体として45点を数える。とはいえ、保管の形式については、すべてが『錠前の書』に保管されていたボクロン家文書と異なり、やや複雑である。同家の文書の3分の2に相当する31点はジョフレ・イサークを行為主体とするものであるが、これらのうち単葉の羊皮紙のみの伝来が11点（同時代のコピー1、13世紀前半に複数の文書が単一の羊皮紙にまとめて筆写されたコピーのうち1を含む）を数える一方、『錠前の書』に保管された文書が20点を数え、そのうち3点のみオリジナルが伝来している。単葉の羊皮紙については、カルチュレール保管の文書と重複するものも含めて、それぞれアルマリオ2番に11、4番に1、9番に1、エクストラバガンテスに1が分類されている。これに対して『錠前の書』では、17点が前述のルブリックなしのセクションでつねにボクロン家文書の一定のブロックに先行される形で配列されていて、残る3点はすべてウエスカにかかわるものでありながら、ハカ関係文書がルブリックをもってまとめられた774~852番のセクションに間をおかず配列されている（846~848番）。以上のような保管形式の差異にあえてなんらかの規則性をみいだそうとするならば、全体として売却文書が最多で26点を数える一方、それ以外の生前贈与2、抵当権設定1、遺言状（もしくは遺言執行状）1、債権目録1はすべて単葉の羊皮紙だけで伝来していて、『錠前の書』ではジョフレ・イサークがあたかも購入ばかりしていたかのようにみえるということくらいであろうか。ところが、同人の子の世代になると、前述のような保管形式ごとの文書の比率は完全に逆転する。前述のラモン・アステルを中心に、異母弟マテオとその子ベレンゲール、同じく異母妹の子ギリエルモ・デ・オロロンにかかわる文書は全体でもわずか13点にすぎないが、11点がコピーを含む単葉の羊皮紙でアルマリオ2番を中心に保管されており、『錠前の書』保管は残る3点にとどまっていて、そのうち重複は1点のみである。文書の種別では、財産分割が3点、以下それぞれ権利放棄2、抵当権設定4点（担保の償還1、抵当権設定の形式をとる貸与2を含む）、貸与1、売却2、遺言状2となっている。こうした文書の種別と保管形式の差異にはいかなる関係もみいだされないが、法行為の主体に注目するとじつに興味深い事実が浮き彫りとなる。すなわち、『錠前の書』で保管された文書がボクロン家について多いジョフレ・イサークの主要な継承者と目されるラモン・アステルの文書がいずれも『錠前の書』には収録されていないのに、逆にジョフレ・イサークの遺志にそくしてその財産のごくわずかな部分の分割をもって満足せざるをえなかったマテオとその子ベレンゲールにかかわる文書だけが収録の対象となっているのである。それら3点のうち2点は前述のルブリックなしのセクションに、残る1点はやはり前述のハカ関連文書のセクションのうち、ジョフレ・イサークの一連の文書の直後に筆写されている。

こうした措置がとられた要因を理解するには、同家のいくつかの文書を具体的に検討する必要がある。ジョフレ・イサークは1181年2月、ラモン・アステルに同家の富の象徴ともいべき皮革工街区内のコリエーリョ（「丘」の意）の家屋と店舗を遺すべく、孫ギリエルモ・デ・オロロンにわずかに靴工街区の2店舗とアルメリスの耕地を分与して、以後想定されうるさらなる遺産要求を未然に封じようとしている。同様に1183年10月の遺言状（または遺言執行状）では、とくに孫ベレンゲールに対して、従兄弟フアン・イサークのものであった家屋、オロペサの従兄弟ボンス・ギリエルモから購入した5耕地、司教座聖堂教会の墓地そばの家屋、さらにはハカの店舗と家屋が遺贈されることとなっている。ラモン・アステルは、前者についてはすぐさま父の遺志を誠実に履行する一方、後者についてはやや遅れて1198年2月、ベレンゲールの父マテオが所有したコリエーリョの家屋・店舗をも確保すべく、父の遺言状で指定された財産にさらなる耕地・葡萄畑を加えてその安寧を図っている。また、同人はこの間に、ベレンゲールと共同で、ギリエルモ・デ・オロロンが養子に迎えたセルバン・デ・ハカの子パスクアルに250ソリドゥスの補償金を支払って養父の財産の相続権を放棄させている。

以上をふまえて、ラモン・アステルが作成させた一連の遺言状と売却文書の中身を検討しなくてはなるまい。まず1220年2月12日の第1の遺言状の特異さは、なによりもその管理を委ねられた従兄弟フアン・ピクタビンに対する売却文書が双方の形式はそのままに同一文書のなかで統合されている

ことにある。ここではまず、自らの埋葬先として指定された司教座聖堂教会に対する 200 モラベティノの支払いを筆頭に、ウエスカの教会、祈祷盟約団体、救貧院、ラ・カリダ(La Caridad)と称せられる市会、サン・ラザロ施療院にそれぞれ 5 ソリドゥスから 50 ソリドゥスまでの金銭の遺贈が約束されたうえ、誓約人の歴任者であるファン・カルボネル、その兄弟とおぼしいギリエルモ・カルボネル(のちに司教座聖堂参事会員)、ドミンゴ・チコ、自らの近親者というブルネラ、ペドロ・クエンデの妻マリア(ファン・ピクタビンの妹)にそれぞれ 1~2 耕地または葡萄畑を分与する一方、自らの妻フアナにはわずかにその嫁資を遺す旨が明記されている。保証人と遺言執行人が列挙されると、そこから一転してファン・ピクタビンへの売却文書の体裁をとっており、レミアン街区の家屋・店舗・菜園、コリエーリョの 9 店舗、靴工街区の 5 店舗、アルキブラ街区の 1 店舗、市域の 6 葡萄畑(アラタルコムスに 1、コリエネックに 2、ハラに 1、プエージョ・デ・サンチョに 1、アルガスカルに 1)、フォルカスの 3 耕地、モンテアラゴン門外の採草地、アルメリスの 3 耕地、イスエラ川に敷設された粉挽水車の 8 分の 1 が、代価が明記されることなく売却されることとなっている。ところが、当該遺言状が妻フアナの同意なくして作成されたとして、同年 5 月 14 日には市参事会員を歴任した有力市民を前にして、その内容をほぼ全面的に変更した新たな遺言状がすぐさま作成されている。そこでは、とくにファン・ピクタビンに売却されることとなっていたすべての財産が、前述の受贈者に加え、国王ペドロ 2 世の乳母にしてファン・ピクタビンの妻サンチャ・デ・トーレスの連れ子ウーゴ・マルティンなどにあらためて分配されることとなっており、なかでもペドロ・クエンデの妻マリアが最大の財産を割り当てられる一方、ファン・ピクタビンは買主としても遺言状の管理人としても完全に排除されてしまっている。けれども、1222 年 12 月、この 2 年間に何があったかは不明ながら、ラモン・アステルは当初の意志を押し通すばかりか、前述の受贈者に分配されるはずであった財産をも含めてすべてを 1,000 モラベティノでファン・ピクタビンに売却してしまうのである。

それにしても、一連の遺言状から売却文書へといたることの経過についてはやはり判然としない部分が多い。ファン・ピクタビンとその妹マリア(ペドロ・クエンデの妻)は、1176 年にサルメディーナ(国王代官)を歴任し、1195 年には司教座聖堂参事会員となったギリエルモ・ピクタビンとその最初の妻トロサーナの子であり、ラモン・アステルの従兄弟であったとすれば、同人の母マリアとトロサーナが姉妹であったと考えるほかに想定されうる可能性がみあたらないが、これとて推測の域を超えるものではないし、そもそもラモン・アステルに子がなかったとはいえ、あらゆる親族を差し置いて従兄弟の一人に全財産を売却するという異例の措置を選択した動機はやはり不明としかいいようがない。ファン・ピクタビンは、遅くとも 1243 年には没したと考えられるが、それに先立って自らの主要な財産を司教座聖堂教会に寄進していたことは疑いを入れない。これを内容とする寄進文書も遺言状もなぜか伝来しないが、1248 年 5 月 15 日と 1250 年 9 月 22 日の 2 度にわたって、おそらくラモン・アステルの寡婦フアナが新たに嫁いだ騎士サンチョ・デ・ポマールと、ファン・ピクタビンの娘サンチャ・ペレスが司教座聖堂教会に対して、ファン・ピクタビンの寄進財産に対する相続権を放棄しており、その際、同人が寄進した財産が、ラモン・アステルから獲得したコリエーリョの全店舗、靴工街区の全店舗、プエージョ・デ・サンチョの「浴場主の」葡萄畑、同人自身が居住したレミアン街区の邸宅・店舗であったことが明記されている。もっとも、ここで注目すべきは、ピクタビン家の文書がわずか 1 点を除いていずれも『錠前の書』保管の対象になっていないという事実であろう。唯一収録された文書はフロレンとブジャスエロに所在する全耕地を司教ガルシア・デ・グダルに売却した前述の売却文書であるが、これも同司教によるさまざまな財産の購入を内容とする一連の売却文書がまとめられた 200 番前後のセクションに加えられたものにすぎない。となると、一つの可能性として、次のように想定されうるかもしれない。すなわち、ラモン・アステルの一連の文書は、最終的な財産の売却にとまってひとまずファン・ピクタビンの手に委ねられ、同人が最後に寄進におよんだ際に自らの文書と一括して司教座聖堂教会に移管されたために、イサーク家の文書としてではなく、むしろピクタビン家の文書として分類されたのではないかということである。

とはいえ、『錠前の書』に収録されたマテオとその子ベレンゲールの文書にはさらなる検討が必要で

ある。この点で、唯一いずれの保管形式にも含まれるマテオの財産分割を旨とした文書はなんとも示唆的である。当該文書はそもそも、複数の文書を含む 13 世紀前半のパンカルタ（アルマリオ 2 番の文書番号 63 番）のなかで、ジョフレ・イサークの債権目録、ギリエルモ・デ・オロロンと養子縁組契約を結んだパスクアルの権利放棄書、ラモン・アステルの抵当権設定文書（実質的には貸与）とともに併記されているが、これらのうち当該文書だけがわざわざ抜き出されてあらためて『錠前の書』に収録されているのである。こうした意図的な取捨選択が同家の文書全体に作用していたと仮定すると、前述のように『錠前の書』に保管されたジョフレ・イサークの文書が売却文書ばかりで、ラモン・アステルに対する遺産要求を封ずるべく事前に行われた孫ギリエルモ・デ・オロロンへの生前贈与も、同様の目的でマテオの子ベレンゲールへの分割財産がとくに明記された遺言状（または遺言執行状）もそこに保管されなかったのはなぜかが説明されるかもしれない。すなわち、従来のように保管形式に関係なく同家の文書全体を追跡すればジョフレ・イサークからラモン・アステルへの主要財産の継承がおよそ疑いなく再構成されうるのに、13 世紀固有の保管形式であるカルチュレールに視野を限定すると、その経路が一転してジョフレ・イサークからマテオとその子ベレンゲールへと系統的にすりかえられているようにみえるのである。となれば、われわれはやはり、イサーク家の本来の相続実践に対して、ジョフレ・イサーク、子マテオ、孫ベレンゲールへといたる系統を是とみなし、いわば家系を「再創造」しようとする意志（あるいはそうすることができるという認識）が、カルチュレールを生み出した 13 世紀後半の文書の分類・整理の段階で作用していたと考えるほかないであろう。

以上の検討から、次のような見通しが得られるように思われる。(1) 俗人のオリジナル文書の多数の伝来といっても、法的であれ（特定の財産の移転を契機とするのであれ）、社会的であれ（特定のイエを媒介とするのであれ）、司教座聖堂教会といかなる関係をもたない俗人文書のアーカイヴはそもそも存在しない。(2) オリジナルがコピーに優先されるというわれわれの認識とは逆に、13 世紀後半の段階で分類・整理が必要と認識された文書がカルチュレール収録の対象となっているのであって、その意味ではむしろ後者こそが優先されていたと考えなくてはならない。(3) 最初の分類・整理の所産としてのカルチュレールはそれ自体一つの完結した「文書庫」をなしており、だからこそ特定の家族の系統を文書の取捨選択を駆使して操作し、事実上「創造」してしまうことが可能になっている。なるほど、われわれがやったようにオリジナル保管の文書と照らし合わせれば、たやすく暴かれてしまう類の嘘にはちがいない。けれども、そこにはおそらく、歴史家にとってはむしろ自然な、カルチュレールをオリジナル保管の文書と照らし合わせなくてはならないという認識そのものが欠けているのである。だからといって、カルチュレールだけがとくに恣意的であるというにはあたらない。いうまでもなく、俗人文書のアーカイヴ全体がもとより司教座聖堂教会といささかも無縁ではないからである。

【参考文献】

未刊行史料

Archivo de la Catedral de Huesca, armario 1-9, extravagantes y Santa María de Alquézar.

Archivo de la Catedral de Huesca, *Libro de la Cadena*.

Archivo Histórico Nacional, Clero, Dominicos de Huesca, carpeta 593.

Archivo Diocesano de Huesca, *Cartulario de San Pedro el Viejo*.

刊行史料

A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la Catedral de Huesca*, 2 vols., Huesca, 1965-1969.

A. Gargallo Moya, M. T. Iranzo Muñio et M. J. Sánchez Usón, *Cartulario del Temple de Huesca*, Zaragoza, 1985.

A. I. Sánchez Casabón, *Alfonso II rey de Aragón, conde de Barcelona y marqués de Provenza. Documentos (1162-1196)*, Zaragoza, 1995.

研究書・論文

P. Bonnassie, Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal, *Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (Xe-XIIIe siècles). Bilan et perspectives de recherches*, Paris, 1980, pp. 17-84.

– *La Catalogne du milieu du Xe à la fin du XIe siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976.

M. Zimmermann, *Textus efficax: Ennonciation, révélation et mémorisation dans la genèse du texte historique médiéval. Les enseignements de la documentation catalane (Xe-XIIIe siècles), Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp. 137-156.

– *Écrire en l'an mil, Hommes et sociétés dans l'Europe de l'an mil*, Toulouse, 2004, pp.351-378.

– *Écrire et lire en Catalogne (IXe-XIIe siècle)*, 2 vols., Madrid, 2003.

– L'usage du droit wisigothique en Catalogne du IXe au XIIe siècle: approches d'une signification culturelle, *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 9, 1973, pp. 232-281.

A. M. Mundó, Le statut du scripteur en Catalogne du IXe au XIe siècle, *Le statut du scripteur au Moyen Âge. Actes du XIIe colloque scientifique du Comité international de paléographie latine*, Paris, 2000, pp. 21-28.

– El jutge Bonsom de Barcelona, cal·lígraf i copista del 979 al 1024, *Scribi e colofoni. Le sottoscrizioni di copisti dalle origini all'avvento della stampa*, Spoleto, 1995, 269-282.

P. Bertrand, À propos de la révolution de l'écrit (Xe-XIIIe siècle). Considérations inactuelles, *Médiévales* 56, printemps 2009, pp. 76-79.

A. Conte Cazcarro, Aspectos sociales de la población altoaragonesa a través de la documentación templaria de Huesca, *Argensola: Revista de ciencias sociales del Instituto de Estudios Altoaragoneses*, no. 90, 1980, pp. 261-300.

P. García Mouton, Los franceses en Aragón (siglos XI-XIII), *Archivo de filología aragonesa*, vol. 26-27, 1980, pp. 7-98.

L. H. Nelson, B. Three documents from Huesca (1158-1207), O. R. Constable ed., *Medieval Iberia. Readings from Christian, Muslim, and Jewish Sources*, University of Pennsylvania Press, 1997, pp. 242-246.

M. T. Iranzo Muñío et C. Laliena Corbera, El acceso al poder de una oligarquía urbana: el concejo de Huesca (siglos XII y XIII), *Aragón en la Edad Media*, VI, 1984, pp. 47-66.

M. T. Iranzo Muñío, *Élites políticas y gobierno urbano en Huesca en la Edad Media*, Huesca, 2005.

J. F. Utrilla Utrilla, Los Maza de Huesca: un linaje aristocrático aragonés en el siglo XII, *Aragón en la Edad Media*, XX, 2008, pp. 811-827.

– Linajes aristocráticos aragoneses: datos prosopográficos del linaje de los Bergua y notas sobre sus dominios territoriales (siglos XII-XV), *Aragón en la Edad Media*, X-XI, 1993, pp. 859-894.

ロラン・モレル著・岡崎敦訳「文書オリジナルとはなにか –7-12世紀の文書史料に関するいくつかの指摘–」『史学』第76巻第2・3号、2007年、289-320頁。

ブノワ＝ミシエル・トック著・岡崎敦訳「西欧中世の私文書（10-13世紀）」『史淵』第144輯、2007年、77-107頁。

足立孝「9-11世紀ウルジェイ司教座聖堂教会文書の生成論-司教座文書からイエ文書へ、イエ文書から司教座文書へ-」『西洋中世研究』第1号、2009年、87-105頁。